

## 障害福祉における最近の状況について

国においては、障害者福祉施策の見直しが進められている。

平成25年4月に施行された「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」(障害者総合支援法)の附則では、施行後3年を目途として障害者福祉サービスの在り方等について検討を加え、その結果について所要の措置を講ずることとされており、平成27年12月に社会保障審議会 障害者部会報告書「障害者総合支援法施行3年後の見直しについて」が取りまとめられた。この報告書に基づき、平成28年6月に障害者総合支援法等が改正され、平成30年4月に施行されたところである。

障害者の権利擁護については、平成24年10月の障害者虐待防止法の施行、平成26年1月の障害者権利条約の批准、平成28年4月には障害者差別解消法が施行されるなど、諸制度の変革が進んでいる。

なお、障害者差別解消法については、現在国の障害者政策委員会において、施行3年後の見直しを行っているところである。

このような状況の中、内閣府は、平成30年度～令和4年度を計画期間とする、障害者基本法に基づく障害者施策に関する基本計画「第4次障害者基本計画」を策定した。また厚生労働省は令和2年5月に障害者総合支援法に基づく基本指針(第6期及び第2期)を定めたところである。千葉県としてはこれらの計画等を基本としつつ、本県の状況を踏まえ、令和2年度中に「第七次千葉県障害者計画」を策定する必要がある。

